



新たに個人で 事業をスタートされる方へ

フリーランスの方も
要チェック！



個人事業主として基本的に必要な事項は**3K**です。

K開業手続 K記帳 K確定申告

開業手続

「個人事業の開業・廃業等届出書」の提出が必要です！

届出関係の
詳細はこちら



事業の開始等の事実があった日から1月以内に管轄の税務署に提出してください。個人事業主として、独立し、事業所得を得ることになる方は提出が必要です。

なお、副業として所得を得る場合も提出が必要となる場合があります。

記帳

個人で事業を行う**全ての方**は

帳簿保存の
詳細はこちら

記帳と帳簿書類の保存が必要です！



個人で事業を行う**全ての方**は、**日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。**



確定申告

確定申告とは、**1年間の所得を自分で計算して**

スマホ申告
はこちら

申告し、必要な税金を納めることです！



所得税及び復興特別所得税の場合・・・

翌年の2/16から3/15まで



の間に確定申告書を提出する必要があります。

申告書の作成・送信は国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

3G(自)で
とっても便利！



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算

自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

www.keisan.nta.go.jp



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

スマホ専用画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 画面は令和2年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン



又は



マイナンバーカード対応のスマートホンは、一部の端末のみ

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重 要 書 類

本 人 用
本 人 用
本 人 用

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

ID・PW
が目印

(見本)
ID・パスワード方式に対応した

ID・パスワード↓

税務署認証番号 (年次控除・500)	1111	1111	1111	1111
税務署番号 (年次控除小文字)	a12345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。